

クラウドバンク利用規約
変更の概要及び新旧対照表（平成 30 年 12 月 27 日付改定）

(1) 変更の概要

クラウドバンクでは、米国の外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act、以下、「FATCA」といいます。）により、お客様が米国における納税義務者など FATCA で定める報告対象に該当する場合に、米国内国歳入庁（以下、「IRS」といいます。）口座情報を提供することがあります。そのため、口座情報の提供について同意をいただくため、クラウドバンク利用規約を次のとおり改定します。

(2) 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

変更前	変更後
<p>第1.6条（届出）</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. （省 略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新 設）</p>	<p>第1.6条（届出等）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. <u>お客様は、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づき必要と判断される書類を当社に提出することにあらかじめ同意するものとし</u> <u>ます。</u></p>
<p>第1.7条（個人情報等の取扱い）</p> <p style="padding-left: 2em;">（省 略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新 設）</p>	<p>第1.7条（個人情報等の取扱い）</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性がある</u> <u>と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがあります</u> <u>が、この規約の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>(1) <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p>(2) <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p>(3) <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米</u></p>

変更前	変更後
	<u>国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外 受益者として扱われる者を除きます。)</u>

以上